

令和8年度(案)

総会議案書



開催日 **令和8年5月17日(日)**

時間 **14時～**

場所 **加茂ふれあい会館**

加茂小コミュニティ協議会

加茂小校区自主防災会

加茂小コミュニティ協議会

式 次 第

1. 議 事

議案第 1 号-1 令和 7 年度 事業報告

議案第 1 号-2 令和 7 年度各部・委員会事業報告(主な活動)

議案第 2 号-1 令和 7 年度 一般会計収支決算書

議案第 2 号-2 令和 7 年度 特別会計収支報告書

議案第 2 号-3 令和 7 年度 会計監査報告

議案第 3 号 令和 8 年度 役員および監事 (案)

議案第 4 号 令和 8 年度 事業計画(案)

議案第 5 号 令和 8 年度 一般会計収支予算(案)

2. 報告事項

報告事項第 1 号 令和 7 年度 加茂ふれあい会館
指定管理料決算報告書

加茂小校区自主防災会

式 次 第

1. 議 事

議案第 1 号 令和 8 年度 役員及び監事 (案)

実施日	事業名	場所	備考
5月18日	定期総会	加茂ふれあい会館	
7月22日～26日	学校プール開放	加茂小プール	
8月23日	第9回加茂まつり	第2グラウンド	
10月19日	第29回加茂コミスポーツデー	加茂小グラウンド	雨天中止
11月15日・16日	第29回加茂コミ文化祭	加茂ふれあい会館	
12月3日	秋・冬を彩る寄せ植え教室	加茂ふれあい会館	
12月14日	冬のにぎやか発表会	加茂ふれあい会館	
2月21日	三世代交流イベント 「太秦映画村」	太秦映画村（京都）	
《ホームページ情報発信》			
毎月	お知らせ・活動予定・活動報告など随時更新		
毎月	メールマガジン・公式LINE随時配信		
【重点プロジェクト】《加茂遺跡クラブ》			
6月21日	兵庫県立考古博物館研修	兵庫県立考古博物館	
9月13日	加茂遺跡講演会	加茂ふれあい会館	
11月15日・16日	文化祭 勾玉教室	加茂交流会館	クラブ員子ども指導
11月29日	加茂遺跡スタンプラリー	南花屋敷・加茂地域	市教育委員会（主催）・ 川西市文化財ボランティアガイドの会と共催
【重点プロジェクト】《自主防災会》			
6月29日 2月28日	防災おしゃべりカフェ	加茂ふれあい会館	
7月13日	AED救急救命講習	加茂ふれあい会館	
6月～1月	自主防災会・防災委員会 会議	加茂ふれあい会館	5回
2月	防災倉庫 設置	かんだ公園	

☆川西南中学校・加茂小学校 各入学式・卒業式 参加

☆会議 ○役員会（毎月第一土曜日開催）

○運営委員会（毎月第三水曜日開催）

☆川西市コミュニティ協議会連合会（理事会は会長が出席、研修会は関係者が出席）

議案第1号-2 令和7度 各部・委員会事業報告（主な活動）

	実施日	事業名	場所・備考
体育部	7月22日～26日	学校プール開放	加茂小プール
	10月19日	加茂コムスポーツデー	雨天中止
	1月18日	スローイングビンゴ大会	加茂小体育館
	3月22日	グラウンドゴルフ大会	第2グラウンド
文化部	6月・10月	部会	加茂ふれあい会館
	9月22日	フラワーアレンジ講習会	加茂ふれあい会館
	11月15日・16日	文化祭	加茂ふれあい会館
環境部	8月24日	加茂まつり後清掃	第2グラウンド
	11月8日	ふれあいウォーキング	荒牧バラ公園
	12月～2月	姫ホテルの保護	
	3月7日	最明寺川沿い清掃	道路・土手
安全部	8月23日	駐輪・駐車場整備	加茂まつり
ジョイフルフレンド倶楽部	6月2日	工作教室（5日間）	加茂小学校
	7月2日	わんぱく理科実験教室	加茂小学校
	7月25日	茶道教室（3日間）	加茂ふれあい会館和室
	7月23日	お料理教室（4日間）	加茂小学校
	11月25日	フラワーアレンジ教室（4日間）	加茂小学校
	11月・12月	ミュージックベル教室（7日間）	加茂ふれあい会館
	2月4日	お菓子教室（5日間）	加茂小学校
福祉委員会	7月1日	花壇整備	南花屋敷・南花屋敷中央 加茂会館・旧ふたば幼稚園
	3月9日	ネットワーク会議	加茂ふれあい会館
広報委員会	6月	コミュニティだより 70号発行	取材・編集活動等随時
	2月	コミュニティだより 71号発行	取材・編集活動等随時
	11月・3月	ロビー 写真展示	加茂ふれあい会館
人権啓発推進委員会	5月10日	研修	みつなかホール
	11月14日	人権啓発	ハピネス作業所
	12月10日	人形劇	加茂こども園年長児対象

議案第2号-1

令和7年度[加茂小コミュニティ協議会] 一般会計収支決算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入の部

(単位円)

項 目	R7年度予算	R7年度決算	差 額	備 考
前 期 繰 越 金	1,398,105	1,398,105	0	
交 付 金	4,026,000	4,044,000	18,000	川西市地域づくり一括交付金
指 定 管 理 余 剰 金	0	202,498	202,498	加茂ふれあい会館
寄 付 金	213,000	219,000	6,000	ふるさと支援金
	0	10,000	10,000	加茂まつり御祝金
	0	2,500,000	2,500,000	宝くじ設備整備助成金
雑 収 入	0	120,600	120,600	イベント収入
	0	45,000	45,000	コピー売上
預 金 利 息	0	3703	3703	利息
収 入 合 計	5,637,105	8,542,906	2,905,801	

支出の部

区 分	項 目	R7年度予算	R7年度決算	差 額	備 考
配分金	地 区 福 祉 委 員 会	730,000	730,000	0	一括交付金配分
	小計	730,000	730,000	0	
全 体 事 業	加 茂 コ ミ ス ポ ー ツ デ ー	250,000	134,141	115,859	景品・弁当・お茶・配布委託料他
	文 化 祭	100,000	66,952	33,048	喫茶経費・弁当・お茶
	に ぎ や か 発 表 会	30,000	17,802	12,198	ベル演奏小物・送受信機
	寄 せ 植 え 教 室	25,000	22,500	2,500	花代補助・謝礼
	自 主 防 災 会	200,000	263,411	-63,411	住宅地図・倉庫設置等
	三 世 代 交 流 ハ イ キ ン グ	200,000	49,750	150,250	入場料・昼食代補助
	加 茂 遺 跡 ク ラ ブ	100,000	112,990	-12,990	研修費・昼食代補助・謝礼・火起こし器等
	加 茂 ま つ り	400,000	386,049	13,951	お茶・電気工事・傷害保険・謝礼等
	広 報 紙 づ く り	320,000	154,564	165,436	コミだより(70・71号)印刷・配布委託料
ホ ー ム ペ ー ジ	500,000	394,080	105,920	委託料・報償費	
	小計	2,125,000	1,602,239	522,761	
専 門 部 ・ 委 員 会	体 育 部	200,000	169,821	30,179	景品・お茶・塩素代・謝礼等
	文 化 部	50,000	31,854	18,146	お茶・講習会補助・謝礼等
	環 境 部	30,000	22,052	7,948	軍手・お茶・謝金等
	安 全 部	25,000	5,000	20,000	謝金
	シ ョ イ フ ル フ レ ン ト 倶 楽 部	250,000	247,999	2,001	お料理材料費・調理器具・謝金
	人 権 啓 発 推 進 委 員 会	35,000	36,000	-1000	標語印刷代・謝礼
	福 祉 委 員 会	75,000	77,636	-2636	ネットワーク会議お茶・菓子・花壇整備
	広 報 委 員 会	55,000	52,552	2448	写真プリント代・謝金等
	小計	720,000	642,914	77,086	
運 営 費	消 耗 品	200,000	398,865	-198,865	文具・印刷機トナー・コピー用紙等
	会 議 費	100,000	96,714	3,286	切手代・通信費等
	備 品 費	500,000	3,260,730	-2,760,730	印刷機・WIFIルーター交換・シュレッター
	市 コ ミ 連 合 ・ 活 動 費	50,000	50,330	-330	コミ連合負担金
	小計	850,000	3,806,639	-2,956,639	
設 備 積 立 金	20,000	20,000	0	交流会館用積立(自主財源)	
渉 外 費	20,000	20,000	0	祝儀	
自 習 室 解 放 事 業	0	0	0		
加 茂 青 少 年 補 導 部	30,000	25,079	4,921	研修会補助・お茶等	
加 茂 小 地 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	15,000	15,000	0	景品・お茶	
青 少 年 育 成 市 民 会 議	50,000	50,240	-240	文具・講師謝礼等	
	小計	135,000	130,319	4,681	
支 出 合 計		4,560,000	6,912,111	-2,352,111	

令和8年3月31日

加茂小コミュニティ協議会

会長 永田 又嗣
 会計 石井 法子

議案第2号-2

令和7年度 特別会計 加茂交流会館設備積立収支報告書

項目 又は 種別	金額
前年度繰越金	300,192
加茂交流会館積立	20,000
受取利息	511
小計	320,703
合計	320,703

議案第2号-3

令和7年度 会計監査報告

令和7年度加茂小コミュニティ協議会一般会計ならびに特別会計の収支決算について会則第26条第5号の規定に基づき令和8年4月8日経理書類等を慎重に監査したところ、いづれも正確、適正に処理されていることを認め、次の通り報告いたします。

記

一般会計

一括交付金	4,044,000
前年度繰越金	1,398,105
自主財源	3,100,801
収入合計	8,542,906
支出合計	6,912,111
収支残高	1,630,795

特別会計（設備積立）

前年度繰越金	300,192
今年度収入金	20,000
利息	511
収入合計	320,703
今年度支出金	0
次年度繰越金	320,703

令和8年4月8日

加茂小コミュニティ協議会

会長 永田 又嗣 様

監事

竹田 喜子

監事

乾 雅美

議案第3号

令和8年度 役員および監事（案）

役員

会 長	永田 又嗣
副 会 長	西谷 透
副 会 長	嶋本 克枝
事 務 局 長	庄子 典子
事務局次長	藤原 真弓
会 計	大田 博子
広報委員長	小林 松実

監 事

石井 法子
乾 雅美

議案第4号

令和8年度事業計画（案）

令和6年度の総会でご承認いただきました第3期加茂小地域、地域別計画（令和6年度～令和13年度）に沿った地域のありたい姿「人が豊かに育つ」「にぎわいが生まれる」「安全安心」「快適な環境」「情報発信」をキーワードに令和7年度に引き続き下記2項目を重点プロジェクトに掲げて皆様のご支援を賜りながら継続事業・重点プロジェクト事業の検討課題にも取り組んで参ります。

1. 加茂遺跡クラブ（一般公募）の研修活動及びスタンプラリーへの参加
地域に自生している芋（からむし）から繊維を取り出し、はた織り機で貫頭衣づくりに努めると共に「加茂っ子」への伝承活動や、「加茂 歴史散策」の第3集発刊に向けて更なる資料を収集し加茂遺跡クラブのバージョンアップを図っていきます。
2. 自主防災会事業の充実
何時起こるか分からない自然災害に備えて被害を最小限にするには日頃の対策や近隣地域の輪や情報が大切です。
令和7年度は地域で起こりうる地震災害・土砂災害・水害別の防災ハンドブックの掲載内容を検討してきました。
令和8年度は防災ハンドブックを全世帯に配布し今年度も気軽に情報交換ができる防災おしゃべりカフェを開催
地域内にある6か所の防災倉庫管理や資器材の充実を図り年次計画を継続しながら、加茂小校区自主防災マニュアルを作成していきます。

記

1. 会議等

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|------|
| (1) 総会 | 年1回 | (2) 役員会 | 毎月開催 |
| (3) 運営委員会 | 毎月開催 | (4) 専門部・委員会 | 随時 |
| (5) 自主防災会 | 随時 | | |
| (6) 実行委員会 | ・その他必要に応じ開催 | | 随時 |

議案第5号

令和8年度[加茂小コミュニティ協議会] 一般会計収支予算 (案)

収入の部

(単位円)

項 目	R8年度予算	前年度決算	差 額	備 考
前 期 繰 越 金	1,630,795	1,398,105	232,690	
交 付 金	4,058,000	4,044,000	14,000	川西市地域づくり一括交付金
指 定 管 理 余 剰 金	0	202,498	-202,498	加茂ふれあい会館
寄 付 金	9,000	219,000	-210,000	ふるさと支援金
	0	10,000	-10,000	加茂まつり御祝金
	0	2,500,000	-2,500,000	宝くじ設備整備助成金
	1,000,000	0	1,000,000	花火助成金
雑 収 入	0	120,600	-120,600	イベント収入
	0	45,000	-45,000	コピー売上
預 金 利 息	0	3703	-3703	利息
収 入 合 計	6,697,795	8,542,906	-1,845,111	

支出の部

区 分	項 目	R8年度予算	R7年度決算	差 額	備 考
配分金	地 区 福 祉 委 員 会	730,000	730,000	0	一括交付金配分
	小計	730,000	730,000	0	
全 体 事 業	加 茂 コ ミ ス ポ ー ツ デ ー	0	134,141	-134,141	
	花 火 大 会	1,300,000	0	1,300,000	事業運営費(外部委託料)
	文 化 祭	100,000	66,952	33,048	事業運営費(喫茶経費・弁当・お茶等)
	に ぎ や か 発 表 会	30,000	17,802	12,198	事業運営費(景品)
	寄 せ 植 え 教 室	25,000	22,500	2,500	事業運営費(花代補助・謝礼)
	自 主 防 災 会	200,000	263,411	-63,411	事業運営費(備品)
	三 世 代 交 流 ハ イ キ ン グ	200,000	49,750	150,250	事業運営費(交通費)
	加 茂 遺 跡 ク ラ ブ	100,000	112,990	-12,990	事業運営費(備品)
	加 茂 ま つ り	400,000	386,049	13,951	事業運営費(傷害保険・設備費)
	広 報 紙 づ く り	160,000	154,564	5,436	事業運営費(印刷・配布委託料)
ホ ー ム ペ ー ジ	500,000	394,080	105,920	事業運営費(委託料・報償費)	
	小計	3,015,000	1,602,239	1,412,761	
専 門 部 ・ 委 員 会	体 育 部	80,000	169,821	-89,821	部会運営費
	文 化 部	50,000	31,854	18,146	部会運営費
	環 境 部	30,000	22,052	7,948	部会運営費
	安 全 部	25,000	5,000	20,000	部会運営費
	シ ョ ー イ フ ル フ レ ン ト 倶 楽 部	250,000	247,999	2,001	部会運営費
	人 権 啓 発 推 進 委 員 会	35,000	36,000	-1000	委員会運営費
	福 祉 委 員 会	75,000	77,636	-2636	委員会運営費
	広 報 委 員 会	55,000	52,552	2448	委員会運営費
	小計	600,000	642,914	-42,914	
運 営 費	消 耗 品	300,000	398,865	-98,865	文具・印刷機トナー・コピー用紙等
	会 議 費	100,000	96,714	3,286	切手代・通信費等
	備 品 費	200,000	3,260,730	-3,060,730	
	市 コ ミ 連 合 ・ 活 動 費	50,000	50,330	-330	コミ連合負担金
	小計	650,000	3,806,639	-3,156,639	
設 備 積 立 金	20,000	20,000	0	交流会館用積立(自主財源)	
渉 外 費	20,000	20,000	0	祝儀	
自 習 室 解 放 事 業	0	0	0		
加 茂 青 少 年 補 導 部	30,000	25,079	4,921	諸団体支援	
加 茂 小 地 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	15,000	15,000	0	諸団体支援	
青 少 年 育 成 市 民 会 議	50,000	50,240	-240	諸団体支援	
	小計	135,000	130,319	4,681	
支 出 合 計	5,130,000	6,912,111	-1,782,111		

報告事項第1号

令和7年度 加茂ふれあい会館 指定管理料決算報告書

項目	内容	金額
人件費	給与・労働保険含む	2,602,123
事務費	消耗品費・食糧費・雑費	54,743
	光熱費・水道費	1,328,809
	修繕費・備品購入	102,647
	通信運搬費	35,845
	インターネット・NHK・切手	101,767
	損害保険料	43,590
	業務委託料 (清掃・消防設備・空調設備保守・自動 扉点検・移動観覧席保守管理費等)	1,449,800
	ピアノ調律費	15,120
支出合計		5,734,444

☆防火訓練・・・令和7年度2回実施・(自主訓練・通報訓練・初期消火訓練・避難訓練実施)

令和8年3月31日

加茂ふれあい会館 指定管理者
加茂小コミュニティ協議会
会長 永田 又嗣

加茂小校区自主防災会

式次第

1. 議事

議案第1号 令和8年度役員及び監事（案）

役員

会 長 永田 又嗣

副 会 長 西谷 透

副 会 長 嶋本 克枝

防災委員長 森田 長義

書 記 藤原 真弓

会 計 大田 博子

広報委員長 小林 松実

監 事 石井 法子

監 事 乾 雅美

加茂小コミュニティ協議会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、加茂小コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の自治会及び各種団体が互いに連携し、住民の自主的な活動を通じて相互の連帯を深めるとともに、自治意識の高揚を図り、対話と合意による住みよい地域づくりを図ることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、加茂小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則別表第1に定める校区による。）の範囲とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者
- (2) 前条に定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの

(活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域との交流を図り、社会性、自主性を育てること。
 - (2) 生活環境の改善、向上に関すること。
 - (3) 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
 - (4) 福祉の増進に関すること。
 - (5) 青少年の健全育成に関すること。
 - (6) 防災、防犯、交通など安全に関すること。
 - (7) 地域の人権意識の高揚に関すること。
 - (8) 広報紙等の発行を通じて地域内の相互理解を深めること。
 - (9) その他、協議会の目的を達成するため必要なこと。
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

第2章 総務役員

(総務役員)

第6条 協議会に次の総務役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局次長 1名
 - (6) 広報委員長 1名
- 2 総務役員は、役員選考委員会において構成員の中から選出し、運営委員会に報告のうえ、総会において承認を得る。
 - 3 役員選考委員会は、運営委員会において選出した者をもって構成する。
 - 4 役員選考委員の選出については、別に定める。

(総務役員の任務)

第7条 総務役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納整理を行う。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、組織の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
- (5) 広報委員長は、機関紙発行等の啓発事務を担当する。

(総務役員の任期)

第8条 総務役員の任期は、1年とする。

- 2 総務役員については、再任は妨げないが、会長の任期の上限は5期とする。
- 3 総務役員に欠員が生じたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、当該年度の役員選考委員会で選出し、運営委員会で承認を得て選出することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 協議会には運営委員会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、代議員制とし、構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 地域別計画に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他組織に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

- 4 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- 5 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した代議員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。
- 7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 8 構成員は、総会を傍聴することができる。

(代議員の選出)

第11条 代議員の選出は、別に定める総会代議員選出基準により選出する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の定数及び出席した代議員数（委任状を提出した代議員を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名の署名をしなければならない。

第4章 組織及び会議

(組織及び運営)

第14条 協議会は、総会、総務役員会、運営委員会、専門部及び委員会により運営する。

(総務役員会)

第15条 総務役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総務役員会は、協議会の運営に関する事、運営委員会へ付議する事項等について協議する。
3. 会長が必要と認めたときは、総務役員会に、部長、委員長及びその他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総務役員、専門部長、委員長及び別途定める運営委員選出基準によって選出された運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の具体的運営事項を協議するとともに、各種団体等との情報連絡及び連携調整を行うこととする。
- 3 運営委員会は、協議会の予算の補正等を審議し、決定する。
- 4 運営委員会は、会長の招集により随時開催するものとする。

(専門部及び委員会)

第17条 協議会には、第2条の目的を達成するために、次の専門部及び委員会を置く。

- (1) 体育部
 - (2) 文化部
 - (3) 環境部
 - (4) 安全部
 - (5) ジョイフルフレンド倶楽部
 - (6) 福祉委員会
 - (7) 広報委員会
- 2 各専門部及び委員会は、所管事項の事業の計画、実施を行うとともに、必要に応じ諸活動の支援を行う。
 - 3 各専門部にあつては、部長、副部長、書記及び会計を、委員会にあつては、委員長、副委員長、書記及び会計を置くものとし、各専門部員等の互選により選任する。ただし、広報委員長の選出については、第6条第2項の規定に基づくこととする。
 - 4 各専門部及び委員会は、必要に応じ部長、委員長の招集により開催する。
 - 5 各専門部員及び各委員の構成は、別途内規で定める。
 - 6 協議会には、専門部のほかにプロジェクトチームを設置することができる。

(人権啓発推進委員会)

第18条 協議会に人権啓発推進委員会を置く。

- 2 人権啓発推進委員会は、地域住民の人権意識の高揚を図るため、研修会や講演会など人権啓発等の活動を行う。
- 3 人権啓発推進委員会は、川西市人権教育協議会の内、加茂小学校区人権啓発推進委員会の委員をもってあてることとし、委員長が必要により会議を招集する。

(自主防災会)

第19条 協議会に自主防災会を置く。

- 2 自主防災会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、第6条第1項第4号の事務局長及び同項第5号の事務局次長その他必要な事務局員を置く。
- 3 事務局員は、協議会の構成員から、会長が任命する。

(事務局員の職務)

第21条 事務局員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) 第17条第1項各号の専門部及び委員会の事業実施の補助に関すること。
- (5) その他、会長が必要であると認めること。

第6章 まちづくり計画

(地域別計画)

第22条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

2 地域別計画は、運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとする。また、地域別計画の見直しを行う場合も、同様とする。

第7章 会計

(経費)

第23条 協議会の経費は、交付金、補助金、寄附金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計及び資産帳簿の整理)

第25条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

(会計監査)

第26条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、運営委員会で選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事の任期は、2年とする。
- 4 監事に欠員が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、運営委員会で選出することができる。なお、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第27条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第28条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、構成員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第29条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、組織の運営及び活動を行う。

第9章 雑則

(その他)

第30条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

附 則

この会則は、平成9年6月8日から施行する。

この会則は、平成11年5月23日から施行する。

この会則は、平成12年5月28日から施行する。

この会則は、平成13年5月20日から施行する。

この会則は、平成21年4月26日から施行する。

この会則は、平成22年4月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年5月9日から施行する。

この会則は、令和4年5月15日から施行する。

加茂小コミュニティ協議会運営委員選出基準

(趣旨)

第1条 加茂小コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第16条第1項に規定する運営委員の選出に関し必要な事項を定める。

(運営委員の選出基準)

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる構成団体の代表者とする。

(1) 会則第3条に規定する区域内の自治会

(2) 次に掲げる各種団体

- ・加茂小学校
- ・川西南中学校
- ・加茂こども園
- ・加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブ
- ・加茂小学校区老人クラブ連合会
- ・加茂小学校PTA
- ・川西市消防団第4分団加茂部
- ・川西南地区青少年育成市民会議
- ・川西市南民生委員児童委員協議会
- ・加茂小地区福祉委員会
- ・加茂青少年補導部
- ・加茂小学校区人権啓発推進委員会
- ・川西市献血推進協議会南支部
- ・川西市スポーツ推進委員
- ・川西防犯協会加茂支部
- ・川西防犯協会南花屋敷寺畑支部
- ・スポーツクラブ21加茂
- ・加茂小校区自主防災会
- ・加茂遺跡クラブ
- ・地域内企業

2 前項に定めるもののほか、運営委員会で推薦された者を運営委員に選出することができる。

(補足)

第3条 この基準に定めるもののほか、運営委員の選出に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月24日から施行する。

この基準は、令和3年5月9日から施行する。

この基準は、令和5年5月14日から施行する。

この基準は、令和6年5月19日から施行する。

加茂小コミュニティ協議会細則

加茂小コミュニティ協議会会則第30条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項について定める。

1 役員選考委員選出基準(第6条第4項関係)

- (1) 選考委員の総数は7名とする。
 - ① 自治会より4名選出、さらに補欠1名を選出する。
 - ② 各専門部長及び委員長を含む各種団体代表より3名、さらに補欠1名を選出する。
 - ③ 投票については、無記名投票で、自治会長より1名、各種団体より1名の連記制とする。
 - ④ 投票の結果、選出区分に応じ得票数の多い者から上記人数を選出する。
- (2) 総務役員は、選考委員にはなれない。
- (3) 自治会長が他の団体の代表である場合、自治会長のみ被選挙権とする。
- (4) 選考委員の中から役員を選ぶ場合は、2名を限度とする。
- (5) 欠席時の委任状
 - ① 役員選考委員選出の運営委員会に欠席する場合は、委任状を提出する。
 - ② 1月の運営委員会の開催案内に「選考委員を選出する」旨を記入し、委任状を添付する。

2 代議員の選出基準(第11条関係)

代議員の選出にあたって、自治会及び各種団体の推薦人数は、次のとおりとする。ただし、総務役員及び運営委員は、代議員に推薦することができない。

各自治会	2名
各種団体	1名

3 各専門部等の構成基準(第17条第5項、第18条第3項及び第19条第2項関係)

- (1) 体育部は、自治会から選出された者及びスポーツクラブ21加茂代表者若干名をもって構成する。
- (2) 文化部は、自治会から選出された者をもって構成する。
- (3) 環境部は、自治会から選出された者をもって構成する。
- (4) 安全部は、自治会から選出された者をもって構成する。
- (5) ジョイフルフレンド倶楽部は、加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブをもって構成する。
- (6) 広報委員会は、専門部会及び委員会の書記をもって構成する。
- (7) 福祉委員会は、川西市社会福祉協議会加茂小地区福祉委員会をもって構成する。
- (8) 人権啓発推進委員会は、加茂小学校区人権啓発推進委員会をもって構成する。

なお、協議会からの選出は、次のとおりとする。

- ・加茂小コミュニティ協議会総務役員 若干名
- ・民生委員児童委員 若干名
- ・地区福祉委員 若干名
- ・各自治会 若干名

- (9) 自治会の各専門部員人数は、概ね100世帯に1人を目途とする。
(10) 一般公募による構成員の参加。

4 協議会に設置するプロジェクト(第17条第6項関係)

- (1) 協議会に「加茂遺跡クラブ」を置き、地域の歴史遺産を内外に周知・啓発するための活動を行う。

5 弔慰金に関する申し合わせ事項

役職	対象	香儀
総務役員	本人	5,000円
自治会長	本人	5,000円
部長・委員長	本人	5,000円

ただし、弔慰金については、表の上位をもって対象とする。

附 則

- この内規は、平成9年6月8日より施行する。
この内規は、平成11年5月23日より施行する。
この内規は、平成21年4月26日より施行する。
この内規は、平成22年4月25日より施行する。
この内規は、平成27年4月1日より施行する。
この内規は、平成29年7月20日より施行する。
この内規は、令和3年5月9日より施行する。

加茂小校区自主防災会規約（案）

（名称及び組織）

第1条 この会は加茂小校区自主防災会（以下「本会」という）と称し、加茂小コミュニティ協議会（以下「協議会」という）に設ける。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、区域内の住民の自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害などによる被害（以下「災害」という）の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（区域）

第4条 本会の区域は、加茂小学校区（川西市立小学校及び中学校の指定等に関する規則別表第1に定める校区による。）の範囲とする。

（構成員）

第5条 本会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者。
- (2) 前条で定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの。

（活動内容）

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動内容を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 自治会内の自主防災活動について。

平常時活動

1. 自治会長は、自治会毎の防災訓練（安否確認訓練他）を実施する。
2. 上記1. を実施するため、最初に自治会長は、防災委員、自治会役員、民生委員児童委員と協力し、自治会区域内の自治会員、非自治会員、要援護者についての「安否確認体制表」を作成すること。
3. 自治会長は、自治会区域内の災害発生時の危険個所を予め把握し、一時避難所までの避難ルート表を作成しておくこと。
4. 防災について情報を共有するため、日常から近隣者とのコミュニケーションを図っておくこと。

災害時活動

1. 自治会長は、災害発生時には、「安否確認体制表」に基づき、一時避難所にて自治会役員は自治会員・非自治会員の安否確認をして自治会長に報告する。

- また、民生委員児童委員は要援護者の安否確認をして自治会長に報告する。
2. 自治会長は、加茂小校区自主防災会会長に被害状況を報告する。
 3. 防災委員は、災害発生により避難が必要な時は、住民を広域避難所に誘導する。
 4. 市の指示により避難所の要援護者で必要な場合は、福祉避難所へ収容する。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、安否確認等、要援護者対策等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災倉庫（防災機材等の整備・備蓄・管理）に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 防災委員長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 広報 | 1名 |
- 2 役員は、幹事会より選出する。但し、会長・副会長は協議会の会長・副会長とする。
防災委員長は、会長が防災委員から指名する。
- 3 役員の任期は1年、防災委員長は3年とする。但し、再任することができる。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 3 防災委員長は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
 - 4 会計は、本会の会計を行う。
 - 5 書記は、会の事務事項を担当し、会務の運営にあたる。
 - 6 広報は 本会の広報活動を行う。

(顧問)

第9条 本会は、目的を達成するために必要と認める場合は、幹事会において承認を得て、顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本会は、総会・役員会・幹事会・防災委員会及び活動班により運営する。

(総会)

第11条 総会は、最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、代議員制とし、協議会の代議員をもって構成する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 地区防災計画の作成および改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算、及び決算に関する事。
 - (5) 役員を選任に関する事。
 - (6) その他、幹事会が特に必要と認める事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を会長に委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が召集する

- 2 役員会は、本会の運営に関する事、幹事会へ付議する事項等について協議する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、役員会及び協議会運営委員会をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が随時召集する。
- 3 幹事会は、総会に提出すべき議案を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 地区防災計画の作成および改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算、及び決算に関する事。
- 4 総会より委任された事。
- 5 その他、幹事会が特に必要と認める事。

(防災委員会)

第14条 本会に防災委員会を設置する。

- 2 防災委員会は、自治会長と自治会長に推薦された防災委員をもって構成される。
- 3 防災委員の任期は2年とする。但し自治会長は除く。
- 4 防災委員会は、必要に応じて防災委員長が召集する。
- 5 防災委員会は、地区防災計画を作成する。
- 6 防災委員長のもと活動班を統括する。
- 7 防災倉庫を管理する。

(活動班)

第15条 本会に活動班として、情報収集連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班
給食・給水班、安全点検・巡回班を置く

- 2 班の編成及び任務分担は別に定める。

(地区防災計画)

第16条 本会は、災害発生時における被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、安否確認、給食給水、生活維持及び安全点検、巡回に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(防災活動)

第17条 本会は、第6条（活動内容）に基づき市危機管理室、管轄消防署の指導、連携より活動する。

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は一括交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査)

第20条 本会に監事2名を置く。

- 2 監事は、幹事会より選出し、総会において承認をうける。
- 3 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、幹事会で別に定める。

附則

この規約は、平成13年1月26日から実施する。

この規約は、平成14年5月19日から実施する。

この規約は、平成17年4月1日から実施する。

この規約は、平成29年7月20日から実施する。

この規約は、平成31年4月21日から実施する。

この規約は、令和3年5月16日から実施する。

この規約は、令和7年5月18日から実施する。

2026年度 加茂小自主防災会組織表



